

令和5年3月10日発行

この時期、道路から雪が消えると早々にタイヤ交換をされる方もいると思いますが、早朝や夜間、日当たりの悪い場所などでは路面凍結のおそれがあります。まだまだ急な 天候の変化により雪が降ることも予想されます。

タイヤ交換は雪や寒さがきちんと落ち着いてからの交換をお願いいたします!





罰則

罰 金:5万円以下(道路交通法·山形県道路交通規則) 反則金:大型7千円/普通6千円/二輪6千円/原付5千円

道路交通法により、積雪または凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車または原動機付き自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付け、または、全車輪に冬タイヤ等を取り付けることが義務付けされており、違反すると罰則の対象となります。

割則対象! 雪道走行は

## 今後も不安定な気候が続く場合もあります。安全運転を心がけましょう!



国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所TEL 0237-23-2521/FAX 0237-23-2523 HPアドレス http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/